

 \bigcirc

山形県公朝

平成23年6月10日(金) 第2250号

毎週火・金曜日発行

次 目

> 告 示

○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の名称及び	
所在地の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・)586
○障害者自立支援法による指定相談支援事業者の指定に係る事業所の名称及び所在地の	
変更) … 同
○指定介護予防サービス事業者の指定(庄内総合支庁地域保健福祉課) … 同
○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (同) … 同
○県営土地改良事業計画の決定······(村山総合支庁農村計画課)587
〇同) … 同
) … 同
○土地改良区の役員の退任の届出·················(置賜総合支庁農村計画課	
○土地改良区の役員の就任の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・) … 同
○県営土地改良事業計画の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	, , ,
○道路の区域の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
○県道の供用の開始·······(同)590
○開発行為に関する工事の完了····································) … 同
	, , ,
病院事業局関係	
規 程	
○山形県病院事業局文書管理規程の一部を改正する規程	
	同
4	同
公告	同
公 告 ○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・) …591
○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請······(村山総合支庁地域振興課 ○指定管理者の募集·····(みどり自然課) …591
○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請······(村山総合支庁地域振興課 ○指定管理者の募集·····(みどり自然課)…591)…同)…592
○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請・・・・・・(村山総合支庁地域振興課 ○指定管理者の募集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・)…591)…同)…592
○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・)…591)…同)…592)…593
○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請・・・・・ (村山総合支庁地域振興課○指定管理者の募集・・・・・・・・ (みどり自然課○同・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・)…591)…同)…592)…593
 ○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請・・・・・ (村山総合支庁地域振興課 ○指定管理者の募集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・)····591)····同)····592)····593)····594)····596
 ○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請・・・・ (村山総合支庁地域振興課 ○指定管理者の募集・・・・・・ (みどり自然課 ○同・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・)····591)····同)····592)····593)····594)····596
○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・)····591)···· 同)····592)····593)····594)···596)···597
 ○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請・・・・ (村山総合支庁地域振興課 ○指定管理者の募集・・・・・ (みどり自然課 ○同・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・)····591)····司)····592)···593)···594)···596)···597
 ○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請・・・・・ (村山総合支庁地域振興課 ○指定管理者の募集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・)····591)····592)····593)····594)····596)····597)····598)····599)····599
 ○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請・・・・ (村山総合支庁地域振興課 ○指定管理者の募集・・・・・ (みどり自然課 ○同・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・)····591)····592)····593)····594)····596)····597)····598)····599)····599

山形県告示第519号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成23年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス 事業者の名称及び主たる	事業所の名称及び所在地						障 害 福 祉 サービスの	変更年月日	
事務所の所在地	変	更	前	変	更	後	種類	変更平月日 	
4 人复复注 1 建法人	指定共同生活援助事業所			一体型指定共同生活援助			共同生活介		
社会福祉法人清流会	ステップ			事業所ステップ			護	₩₩00	F 94
最上郡戸沢村大字蔵岡	最上郡戸	最上郡戸沢村大字蔵岡			最上郡戸沢村大字蔵岡字			平成23.	5. 24
2759番地	2905番地	$\mathcal{D}24$		上の山2905番地の42			助		

山形県告示第520号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定相談支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成23年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定相談支援事業者の名称		事業所の名称及び所在地						
及び主たる事務所の所在地	変	更	前	変	更	後	変更年	月日
社会福祉法人清流会	指定相談支援事業清流園			サポートセンターあかつき				
	最上郡戸港	尺村大"	字蔵岡3718	最上郡戸沢村大字蔵岡字上			平成23.	5.24
最上郡戸沢村大字蔵岡2759番地	番地			の山2905番地の42				

山形県告示第521号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成23年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人宮原病院	デイサービスみやはら 鶴岡市三和町1番53号	介護予防通所介護	平成23. 5.26

山形県告示第522号

障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) 第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のと おり指定した。

平成23年6月10日

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービス の種類	定員	指定年月日
社会福祉法人 親和会 鶴岡市新海町8番33号	就労継続支援事業所 やま びこ 鶴岡市新海町8番33号	就労継続支援(B型)	40名	平成23. 5.30

山形県告示第523号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営上山地区土地改良事業(農山漁村地域整備 交付金集落基盤整備事業)計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年6月10日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 縦覧に供する書類の名称

県営上山地区土地改良事業 (農山漁村地域整備交付金集落基盤整備事業) 計画書の写し

Ш

2 縦覧に供する場所

上山市役所

3 縦覧に供する期間

平成23年6月16日から同年7月14日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対しての み、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、異議申立てについての決 定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第524号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営松沢地区土地改良事業(農村災害対策整備事業)計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営松沢地区土地改良事業(農村災害対策整備事業)計画書の写し

2 縦覧に供する場所

上山市役所

3 縦覧に供する期間

平成23年6月16日から同年7月14日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対しての み、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、異議申立てについての決 定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第525号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営滝ノ沢地区土地改良事業(農村災害対策整備事業)計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営滝ノ沢地区土地改良事業 (農村災害対策整備事業) 計画書の写し

- 2 縦覧に供する場所
 - 村山市役所
- 3 縦覧に供する期間 平成23年6月16日から同年7月14日まで
- 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対しての み、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、異議申立てについての決 定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第526号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、白鷹町土地改良区の次の役員が退任した旨の 届出があった。

平成23年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別		氏	名	住
理事	児	玉	源太郎	西置賜郡白鷹町大字高玉1031番地2
同	加	藤	嘉郎	同 大字鮎貝3228番地1
同	髙	橋	恭平	同 大字浅立3830番地
同	髙	木	善	同 大字山口3656番地
同	鈴	木	秀喜	同 大字横田尻5126番地
同	相	模	敏 浩	同 5164番地
同	樋	П	秀 一	同 大字深山673番地
同	榎	本	正 弘	同 大字山口264番地1
同	江	П	幸一	同 大字鮎貝5220番地79
同	菅	原	有 一	同 大字畔藤2583番地
同	金	田	寿 一	長井市森907番地
同	鈴	木	茂	西置賜郡白鷹町大字広野1593番地

山形県告示第527号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、白鷹町土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成23年6月10日

理事及び監事の別		氏		名		住	所
理事	児	玉	源	太	郎	西置賜郡白鷹町大字高玉1031番地2	
司	加	藤	嘉		郎	同 大字鮎貝3228番地1	
司	鈴	木			茂	同 大字広野1593番地	
司	髙	木	善		_	同 大字山口3656番地	
同	江	П	幸		_	同 大字鮎貝5220番地79	
司	紺	野	伊	久	雄	同 大字畔藤2698番地	
司	相	模	敏		浩	同 大字横田尻5164番地	
司	菊	地	富		夫	同 大字浅立3772番地	
監事	沼	澤	幸		t	長井市五十川4209番地	
同	樋	П	秀		_	西置賜郡白鷹町大字深山673番地	
司	土	屋	亮		助	同 大字横田尻1675番地	

山形県告示第528号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営東郷堰地区土地改良(農山漁村地域整備交付金集落基盤整備)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年6月10日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 縦覧に供する書類の名称
 - 県営東郷堰地区土地改良(農山漁村地域整備交付金集落基盤整備)事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所

3 縦覧に供する期間

- 鶴岡市役所、三川町役場
- 平成23年6月13日から同年7月11日まで
- 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対しての み、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、異議申立てについての決 定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第529号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成23年6月10日から同月23日まで縦覧に供する。

平成23年6月10日

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 村山大石田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
北村山郡大石田町大字田沢字羽根沢 同 字マリ谷	【2279番1から 5地3090番まで	[]	13.0 メートル く 8.2	メートル 65
同	上	新	35.0 メートル (8.2)	同 上

山形県告示第530号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成23年6月10日から同月23日まで縦覧に供する。

平成23年6月10日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 路 線 名 村山大石田線

2 供用開始の区間 北村山郡大石田町大字田沢字羽根沢2279番2から

同 字マリ谷地3090番まで

3 供用開始の期日 平成23年6月10日

山形県告示第531号

次の開発行為は、完了した。

平成23年6月10日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 許可番号

平成23年2月18日 指令村総建第5041号

2 開発区域に含まれる地域の名称

寒河江市大字八鍬字南739番13、739番15、740番5、740番8、740番22、740番23、740番24、740番26、740番27、740番28、740番38、1261番3、1262番、1427番1、1427番8

3 開発許可を受けた者の所在地及び名称

寒河江市中央工業団地75番地

さがえ西村山農業協同組合

代表理事 古沢明

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第7号

山形県病院事業局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年6月10日

山形県病院事業管理者 森 谷 裕 -

山形県病院事業局文書管理規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局文書管理規程(平成15年3月県病院事業管理規程第21号)の一部を次のように改正する。 目次中「第35条」を「第35条の2」に改める。

第10条第1項中「余白(」を「余白(ファクシミリ装置を用いて送信された文書及び」に改める。

第12条第1項中「許可、認可等に関する文書、不服申立書その他特に重要な」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 許可、認可等に関する文書

- (2) 不服申立書
- (3) 次に掲げる文書 (課長が簡易と認めるものを除く。)
 - イ 各種証明書の交付に係る文書
 - ロ 債権の免除・猶予に係る文書
- (4) 前3号に掲げる文書のほか、課長が重要と認める文書

第35条の次に次の1条を加える。

(送受信の記録の保存)

第35条の2 文書取扱主任者は、ファクシミリ装置を用いて文書を送受信したときは、当該ファクシミリ装置により出力された送受信の記録を6箇月間保存しなければならない。

第36条第2項中「第12条第2項」を「第12条第1項及び第2項」に、「及び第35条」を「並びに第35条」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成23年6月10日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 申請のあった年月日
 - 平成23年5月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された 目的
 - (1) 名称

特定非営利活動法人 はながさ

- (2) 代表者の氏名
 - 小関 武夫
- (3) 主たる事務所の所在地

尾花沢市新町一丁目16番37号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、心身障がい者で働くことを希望し、一般の雇用が困難な者が、能力と適正に応じた作業訓練を通し、社会参加及び自立を図るため、また日常活動支援の場として、心身障がい者の福祉向上に寄与することを目的とする。

山形県立自然博物園の指定管理者を次のとおり募集する。

平成23年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 募集する施設の名称及び所在地
 - (1) 名 称 山形県立自然博物園
 - (2) 所在地 西村山郡西川町大字志津地内
- 2 指定の期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

県内に主たる事務所(本店)を有する法人その他の団体(以下「法人等」という。)で、次に掲げる要件を全て 満たすものであること。

なお、法人等は、グループを構成し、共同して応募することができる。この場合、当該グループの各構成団体 についても、応募資格の要件を満たす必要があること。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定管理者の指定の取消しを受けたこ

とがないこと。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同条を準用する場合を含む。)の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県からの指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 法人等が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - ロ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
 - ハ イ及びロ並びにこれらの構成員(以下「暴力団等」という。)の利益となる活動(暴力団等と取引をし、資金を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ。)を行うもの
 - 二 代表者等(法人の場合は法人の役員(非常勤役員を含む。)、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。)が、暴力団等の利益となる活動を行うもの
 - ホ 代表者等が暴力団等と社会的に不適切な交友関係(相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係をいう。)を継続的に有しているもの
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
 - (1) 配布期間 平成23年6月10日(金)から同年7月11日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30 分から午後5時15分まで
 - (2) 配布場所 山形県生活環境部みどり自然課施設整備担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023-630-2207

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

- 5 申請書の受付期間及び受付方法
 - (1) 受付期間 平成23年7月8日(金)から同月15日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
 - (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成23年7月15日(金)までの消印のあるものに限り、受け付ける。
- 6 その他

この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県志津野営場の指定管理者を次のとおり募集する。

平成23年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 募集する施設の名称及び所在地
 - (1) 名 称 山形県志津野営場
 - (2) 所在地 西村山郡西川町大字志津地内
- 2 指定の期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

県内に主たる事務所(本店)を有する法人その他の団体(以下「法人等」という。)で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

なお、法人等は、グループを構成し、共同して応募することができる。この場合、当該グループの各構成団体 についても、応募資格の要件を満たす必要があること。

- (1) 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の 2 第11項の規定による指定管理者の指定の取消しを受けたことがないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同条を準用する場合を含む。)の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

- (3) 山形県からの指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 法人等が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - ロ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
 - ハ イ及びロ並びにこれらの構成員(以下「暴力団等」という。)の利益となる活動(暴力団等と取引をし、資金を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ。)を行うもの
 - 二 代表者等(法人の場合は法人の役員(非常勤役員を含む。)、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。)が、暴力団等の利益となる活動を行うもの
 - ホ 代表者等が暴力団等と社会的に不適切な交友関係(相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、 遊技、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係をいう。)を継続的に有しているもの
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
 - (1) 配布期間 平成23年6月10日(金)から同年7月11日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30 分から午後5時15分まで
 - (2) 配布場所 山形県生活環境部みどり自然課施設整備担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023-630-2207

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

- 5 申請書の受付期間及び受付方法
 - (1) 受付期間 平成23年7月8日(金)から同月15日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
 - (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成23年7月15日(金)までの消印のあるものに限り、受け付ける。
- 6 その他

この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県介護学習センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成23年6月10日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 募集する施設の名称及び所在地
 - (1) 名 称 山形県介護学習センター
 - (2) 所在地 山形市小白川町二丁目 3 番30号
- 2 指定の期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 県内に事業所を有する法人又は団体(以下「法人等」という。) であること(法人格の有無は、問わない。)。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同条を準用する場合を含む。)の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 県税その他の租税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 法人等の代表者等(法人の場合は法人の役員(非常勤役員を含む。)、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなく

なった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)でないこと。

- (7) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (8) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- 4 申請書の受付期間及び受付方法
 - (1) 受付期間 平成23年7月11日(月)から同月15日(金)までの午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までの消印のあるものに限り、受け付ける。
 - (2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。 山形県健康福祉部長寿社会課高齢企画担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023-630-3121

5 募集要項等

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年3月県条例第11号)、山 形県介護学習センター条例(平成12年10月県条例第70号)、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等 に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び募集要項によること。
- (2) 募集要項の配布期間は、平成23年6月13日(月)から同月30日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とし、配布場所は、4の(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4の(2)に掲げる担当に問い合わせること。また、山形県のホームページの健康福祉部長寿社会課のページからも入手することができる。
- (3) その他この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

平成24年度山形県立産業技術短期大学校及び山形県立産業技術短期大学校庄内校における訓練生を次のとおり募集する。

平成23年6月10日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 募集定員

校名	訓練課程	訓	東 科 目	訓練期間	募集定員
山形県立産業技術短期大 学校	専 門 課 程	機械システム系	デジタルエンジニアリン グ科	2年	10名
于似			メカトロニクス科	2年	20名
		知能電子システ	ム科	2年	30名
		情報システム科		2年	20名
		建築環境システ	ム科	2年	20名
	専門短期課程	産業技術専攻科		1年	10名
山形県立産業技術短期大 学校庄内校	専門課程	制御機械科		2年	20名
子汉江川汉		電子情報科		2年	20名
		国際経営科		2年	20名

備考 推薦入学試験及び一般入学試験による募集定員の内訳は、別に定める平成24年度山形県立産業技術短期大学校学生募集要項及び平成24年度山形県立産業技術短期大学校庄内校学生募集要項による。

2 試験の期日及び場所

校名	訓練課程	区	分	期	Ħ	場	所	
山形県立産業技術短	専門課程	推薦入学記	式験	平成23年11	月6日(日)	 山形県立産 大学校	業技術短期	
期大学校		一般入学記	式験(前期)	平成23年12	月11日(日)	山形市松栄二丁目 2 社		
		一般入学記	式験(後期)	平成24年3	月4日(日)	1 7		
	専門短期課程	第1期選	考試験	平成23年7	月22日(金)			
		第2期選	考試験	平成23年11	月25日(金)			
		第3期選	考試験	平成24年 2	月29日(水)			
山形県立産業技術短期大学校庄内校	専 門 課 程	推薦入学記	式験	平成23年11月5日(土)		山形県立産業技術短期		
		一般入学記	式験(前期)	平成24年1	月21日(土)	- 大学校庄内校 酒田市京田三丁目57		
		一般入学記	式験(後期)	平成24年3	月3日(土)	- 4号		

3 試験科目

校名	訓練課程	区	分	試	験	科	目	
山形県立産業技術短	期 専 門 課 程	推薦入学	試験	筆記試験(数学Ⅰ及び数学Ⅱ)及び面接				
大学校		一般入学	色試験 (前	筆記試験				
		期)及び一	一般入学試	(1) 数学	学Ι及び数学	П		
		験(後期))	(2) 英語	吾 I 及び英語	П		
	専門短期課程	第1期選	考試験、第					
	导门应别帐任	2期選考	試験及び第	書類審査》	及び面接			
		3期選考	試験					
山形県立産業技術短	 期 専 門 課 程	推薦入学	計監	制御機械和	斗及び電子情	報科		
大学校庄内校	到 寸 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	子 1			険(数学 I)	及び面接		
八十八江门人				国際経営和	斗			
				筆記試	険 (小論文)	及び面接		
		一般入学	色試験 (前	制御機械和	斗及び電子情	報科		
		期)及び	一般入学試	筆記試願	皊			
		験(後期))	(1) 梦	数学 I 及び数	学Ⅱ		
					小論文			
				面接	n.i			
				国際経営和	'			
				筆記試!				
					小論文 3 科目から 1	利日站扣		
					支語I及び英			
					等記及び会計			
					は記入してい 政治・経済			
				面接	ATH /111/1			

4 応募手続

入校志願書を、次の受付期間内に志望する短期大学校に提出すること。

校名	ı	訓練課程	区	分	受	付	期	間	
山形県立産業技術	短期	専門課程	推薦入	学試験	平成23年10月	17日(月)か	ら同月28日	(金)まで	
大学校				一般入(前期)	学試験	平成23年11月2	21日(月)か	ら同年12月	2日(金)まで
			一般入 (後期)	学試験	平成24年2月	13日(月)か	ら同月24日	(金)まで	
		専門短期課程	第1期選	選考試験	平成23年6月2	27日(月)か	ら同年7月	8日(金)まで	
			第2期遺	選考試験	平成23年10月3	31日(月)か	ら同年11月	11日(金)まで	
			第3期遺	選考試験	平成24年2月	6 日(月)か	ら同月17日	(金)まで	
山形県立産業技術	短期	専 門 課 程	推薦入	学試験	平成23年10月	17日(月)か	ら同月28日	(金)まで	
大学校庄内校			一般入(前期)	学試験	平成24年1月	5日(木)か	ら同月13日	(金)まで	
			一般入 (後期)	学試験	平成24年2月	17日(金)か	ら同月24日	(金)まで	

5 その他

- (1) 専門課程への入校については、1から4までに掲げる事項のほか、平成24年度山形県立産業技術短期大学校学生募集要項及び平成24年度山形県立産業技術短期大学校庄内校学生募集要項に定めるところによる。
- (2) 専門短期課程への入校については、1から4までに掲げる事項のほか、平成24年度山形県立産業技術短期大学校産業技術専攻科生募集要項に定めるところによる。
- (3) 詳細については、商工観光部産業政策課産業人材育成担当(電話番号023(630)2388)、山形県立産業技術短期大学校(電話番号023(643)8431) 又は山形県立産業技術短期大学校庄内校(電話番号0234(31)2300) に問い合わせること。
- 山形県県民の森の指定管理者を次のとおり募集する。

平成23年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 募集する施設の名称及び所在地
 - (1) 名 称 山形県県民の森
 - (2) 所在地 山形市大字門伝、同市大字村木沢、南陽市大字小滝、東村山郡山辺町大字畑谷、同町大字簗沢及び 西置賜郡白鷹町大字萩野地内
- 2 指定の期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

県内に事務所を有する法人その他の団体(以下「法人等」という。)で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同条を準用する場合を含む。)の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 法人税、法人県民税、法人事業税、自動車税、消費税、地方消費税その他の租税の滞納がないこと。

- (5) 法人等の代表者等(法人の場合は法人の役員(非常勤役員を含む。)、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)でないこと。
- (6) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (7) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- 4 申請書の受付期間及び受付方法
 - (1) 受付期間 平成23年6月10日(金)から同年7月11日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成23年7月11日(月)午後5時までに(2)に掲げる担当に到達すること。
 - (2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。

山形県農林水産部森林課林政企画担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023-630-3217

- 5 募集要項等
 - (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年3月県条例第11号)、山 形県県民の森条例(昭和56年7月県条例第27号)、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する 条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び募集要項によること。
 - (2) 募集要項の配布期間は、平成23年6月10日(金)から同年7月11日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとし、配布場所は、4の(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4の(2)に掲げる担当に問い合わせること。また、山形県のホームページの農林水産部内森林課のページからも入手することができる。
 - (3) その他この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

悠創の丘の指定管理者を次のとおり募集する。

平成23年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 募集する施設の名称及び所在地
 - (1) 名 称 悠創の丘
 - (2) 所在地 山形市大字岩波及び中桜田地内
- 2 指定の期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

県内に主たる事業所(本店)を有する法人又はその他の団体(以下「法人等」という。)で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。なお、共同企業体が申請する場合においては、構成員も全てこれを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同条を準用する場合を含む。)の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- (4) 法人等の代表者等(法人の場合は法人の役員(非常勤役員を含む。)、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)でないこと。
- (5) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (6) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- (7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続をしていないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成23年6月10日(金)から同年7月19日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- (2) 配布場所
 - イ 山形県県土整備部都市計画課都市公園担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023-630-3130

ロ 山形県村山総合支庁建設部都市計画課都市公園担当 郵便番号990-2492 山形市鉄砲町二丁目19番68号 電話番号023-621-8220 なお、山形県のホームページからも入手することができる。

- 5 申請書の受付期間及び受付方法
 - (1) 受付期間 平成23年7月4日(月)から同月19日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9から午後5時まで
 - (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参すること。
- 6 その他
 - (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年3月県条例第11号)、山形県都市公園条例(昭和55年3月県条例第17号)、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)、山形県都市公園条例施行規則(昭和55年4月県規則第27号)及び募集要項によること。
 - (2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

健康の森公園の指定管理者を次のとおり募集する。

平成23年6月10日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 募集する施設の名称及び所在地
 - (1) 名 称 健康の森公園
 - (2) 所在地 山形市大字青柳地内
- 2 指定の期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

県内に主たる事業所(本店)を有する法人又はその他の団体(以下「法人等」という。)で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。なお、共同企業体が申請する場合においては、構成員も全てこれを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同条を準用する場合を含む。)の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- (4) 法人等の代表者等(法人の場合は法人の役員(非常勤役員を含む。)、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)でないこと。
- (5) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (6) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- (7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続をしていないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
 - (1) 配布期間 平成23年6月10日(金)から同年7月19日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで
 - (2) 配布場所
 - イ 山形県県土整備部都市計画課都市公園担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023-630-3130

ロ 山形県村山総合支庁建設部都市計画課都市公園担当 郵便番号990-2492 山形市鉄砲町二丁目19番68号 電話番号023-621-8220 なお、山形県のホームページからも入手することができる。

- 5 申請書の受付期間及び受付方法
 - (1) 受付期間 平成23年7月4日(月)から同月19日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで
 - (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参すること。
- 6 その他
 - (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年3月県条例第11号)、山形県都市公園条例(昭和55年3月県条例第17号)、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)、山形県都市公園条例施行規則(昭和55年4月県規則第27号)及び募集要項によること。
 - (2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、除雪ドーザ等の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成23年6月10日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 入札の場所及び日時
 - (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)
 - (2) 日 時 平成23年7月20日(水) 午前10時
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品の名称及び数量
 - イ 除雪ドーザ 4台
 - 口 凍結防止剤散布車 3台
 - (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限
 - イ (1)のイに係るもの 平成23年11月18日 (金)。ただし、村山総合支庁本庁舎に納入するものについては同月30日 (水)
 - ロ (1)の口に係るもの 平成23年11月25日 (金)
 - (4) 納入場所 入札説明書による。
 - (5) 入札方法 (1)のイ及びロごとの総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成23年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(平成23年1月 21日付け県公報第2213号)により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 当該調達物品又はこれと同等の類似品を製造した実績又は納入した実績があることを証明できること。
- (5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できる
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
 - (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等 山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2720
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか、山形県のホームページ

(http://www.pref.yamagata.jp/) からもダウンロードできる。

- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則 第9号) 第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則 第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

 $2 \, \sigma(1)$ のイ及びロごとに山形県財務規則第120条第 1 項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- 9 その他
 - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書、3の(4)及び(5)に係る事項を証する書類並びに2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書(以下「応札物品仕様書」という。)を平成23年7月6日(水)午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出すること。
 - (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
 - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約 解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
 - (4) この入札により調達をする物品の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例(昭和39年3月県条例第6号)第3条の規定により議会の議決を要する場合がある。
 - (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
 - (6) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
 - ① Snow Removing Wheel Type Loader Quantity: 4
 - ② Deicing Truck Quantity: 3
 - (2) Time-limit for tender: 10:00A. M. July 20, 2011
 - (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2720

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、ロータリ除雪車の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年 4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成23年 6月10日

- 1 入札の場所及び日時
 - (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)
 - (2) 目 時 平成23年7月20日(水) 午後2時
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品の名称及び数量
 - イ ロータリ除雪車2.6メートル級(村山総合支庁西庁舎納入分) 1台
 - ロ ロータリ除雪車2.6メートル級(庄内総合支庁建設部鶴岡分所納入分) 1台
 - ハ ロータリ除雪車2.6メートル級(置賜総合支庁西庁舎納入分) 1台

- ニ ロータリ除雪車2.6メートル級(置賜総合支庁本庁舎納入分) 1台
- ホ ロータリ除雪車2.2メートル級(最上総合支庁納入分) 1台
- へ ロータリ除雪車2.2メートル級(村山総合支庁北庁舎納入分) 1台
- ト ロータリ除雪車2.2メートル級(村山総合支庁本庁舎納入分) 1台
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成23年11月25日 (金)
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (1)のイからトまでごとの総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金 額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であ るか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載するこ と。
- 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成23年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(平成23年1月 21日付け県公報第2213号)により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 当該調達物品又はこれと同等の類似品を製造した実績又は納入した実績があることを証明できること。
- (5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
 - (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等 山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2720
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか、山形県のホームページ (http://www.pref.yamagata.jp/) からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則 第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則 第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

 $2 \, \sigma(1) \,$ のイからトまでごとに山形県財務規則第120条第 $1 \,$ 項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
 - 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
 - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書、3の(4)及び(5)に係る事項を証する書類並びに2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書(以下「応札物品仕様書」という。)を平成23年7月6日(水)午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出すること。
 - (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、 審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することが できない。
 - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
 - (4) この入札により調達をする物品の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例(昭和39年3月県条例第6号)第3条の規定により議会

- の議決を要する場合がある。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
 - ①2.6 meters Rotary Snow Remover (Murayama Area General Branch Administration Office, West Murayama District Office) Quantity: 1
 - ②2.6 meters Rotary Snow Remover (Shonai Area General Branch
 Administration Office, Construction Department Tsuruoka Office) Quantity: 1
 - 32.6 meters Rotary Snow Remover (Okitama Area General Branch Administration Office) Quantity: 1
 - 42. 6 meters Rotary Snow Remover (Okitama Area General Branch Administration Office, West Okitama District Office) Quantity: 1
 - ⑤2.2 meters Rotary Snow Remover (Mogami Area General Branch Administration Office) Quantity: 1
 - ⑥2. 2 meters Rotary Snow Remover (Murayama Area General Branch Administration Office, North Murayama District Office) Quantity: 1
 - 🗇 2. 2 meters Rotary Snow Remover (Murayama Area General Branch Administration Office) Quantity: 1
 - (2) Time limit for tender: 10:00 A.M. July 20, 2011
 - (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yama-gata prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2720

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年 4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成23年 6月10日

山形県立新庄病院長 鈴 木 知 信

- 1 落札に係る物品の名称及び数量 X線透視撮影装置 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 山形県立新庄病院総務課施設用度係 山形県新庄市若葉町12番55号 電話番号0233 (22) 5525
- 3 落札者を決定した日 平成23年3月30日
- 4 落札者の名称及び所在地 アジア株式会社 山形市あこや町一丁目5番10号
- 5 落札金額 25,095,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続き 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号)第3条の公告を行った日 平成23年2月18日

誤

正

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成23. 5.24	第2245号	491	下から10	第49条	第50条の2
同	同	司	下から8	を次のとおり廃止します。	から次のとおり廃止した旨の 届出があった。

県

